

1 傍聴定員

傍聴定員は、10名です。

ただし、さいたま市公共事業評価審議会運営規程第6条に該当するためさいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という）が非公開と決定した議案の審議等については、傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

2 傍聴の手続き

- (1) 傍聴を希望される方は、指定の時間までに、傍聴受付へお越してください。その時点で定員を超える希望者がある場合は、そこで受付を終了し、くじ方式により抽選を行います。なお、希望者が定員に満たない場合は、そこで受付を延長しません（先着順）。
- (2) 傍聴される方は、受付名簿に住所及び氏名を御記入ください。
- (3) 傍聴される方は、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (4) 傍聴される方には、傍聴券及び審議会の資料をお配りしますが、傍聴券は、審議会終了後には、係員に御返却くださるようお願いいたします。

3 審議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審議会を傍聴するにあたって、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の規定に違反した場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 傍聴される方が守るべき事項

- (1) 傍聴手続き後は、傍聴券及び審議会資料の譲渡は御遠慮願います。
- (2) 審議会開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないでください。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (5) 会場において、会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (6) 会場内で携帯電話等の通信情報機器を使用しないでください。

(7) その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないでください。